明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務九三）　一
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産六一）　三
○電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令（経済産業五九）　五
〔告　示〕
○電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件（総務四一七）　五
○介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（厚生労働三三一）　七
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同三三二）　八
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三三三）　九
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三三四）　九
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一九二六）　一〇
○平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号等の一部を改正する告示（同一九二七）　一〇
○平成三十年農林水産省告示第千四百八十号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十九条の規定に基づく農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限）の一部を改正する告示（同一九二八）　一〇
○船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一一八五）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一二
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一二
会社その他
会社決算公告　一二四

省令

○総務省令第九十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十九日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（提供条件の説明） **第二十二条の二の三**　［略］	（提供条件の説明） **第二十二条の二の三**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　説明事項等を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法	四　説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法
［五・六　略］	［五・六　同上］
［4～6　略］	［4～6　同上］